政令

宇宙政策委員会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年七月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十四号

宇宙政策委員会令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

宇宙政策委員会令（平成二十四年政令第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「七人」を「九人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

法務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年七月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十五号

法務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「七人（うち二人」を「八人（うち三人」に改める。

第十三条第一項中「六人（うち一人」を「八人（うち三人」に改める。

附則第三項中「限る。）」の下に「のうち一人」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

法務大臣　岩城　光英

内閣総理大臣　安倍　晋三

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年七月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十六号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二中「、コートジボワール」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

経済産業大臣　林　幹雄

内閣総理大臣　安倍　晋三

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年七月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十七号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年八月一日とする。

総務大臣　山本　早苗

経済産業大臣　林　幹雄

環境大臣　大塚　珠代

内閣総理大臣　安倍　晋三

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年七月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三